

機械は、種類や使われ方が様々です。したがって、それぞれの機械にあった残留リスク情報の提供の仕方があります。このパンフレットを参考にして、わかりやすく残留リスクを伝える工夫をすることが重要です。

また、機械ユーザーは機械メーカー等から受け取った情報を適切に活用し、機械包括安全指針に沿ったリスクアセスメントを行い作業者の安全対策を図ってください。

残留リスク情報を提供する際のポイントは、

- ・機械の制限仕様のシートを必ず一緒に渡して下さい。（仕様の条件と異なった状態で使用すると、想定外のリスクが生じる可能性があります。）
- ・残留リスク情報は、適切にリスク低減を図ったにもかかわらず残ってしまったリスクに対してユーザーがどのように対応すればよいかを伝えるために必要な情報です。なお、機械メーカー等は機械を譲渡する前にできる限り残留リスクを少なくするよう機械包括安全指針に基づいてリスク低減策を講じる必要があります。
- ・残留リスク一覧中、機械ユーザーが実施する低減方策の欄には、「手で取らない」のように単に否定するのではなく、「手工具を使って取る」のように具体的に機械ユーザーで実施可能な方策を記述してください。
- ・残留リスク情報を提供するのは、機械メーカーだけでなく、機械リース・レンタル会社、輸入販売会社、商社、中古機械販売会社など有償、無償を問わず、機械を譲渡・提供する者すべてであることに留意してください。なお、機械の設計・製造・改造を行わない機械譲渡者の場合は、機械メーカー等から入手した残留リスク一覧や残留リスクマップを機械ユーザーにそのまま提供しても差し支えありません。

(参 考)

- リスクアセスメント関連資料・教材一覧
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/>
- （一社）日本機械工業連合会 メーカーのための機械工業界リスクアセスメントガイドライン
http://www.jmf.or.jp/japanese/standard/pdf/hyojun_guidline.pdf
- このパンフレットのダウンロード
<http://www.jisha.or.jp/machinery/about05.html>
- 「機械に関する危険情報の通知」が努力義務になりました（パンフレット）
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/120521.pdf>
- この件に関するお問合せは、
厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署 (<http://www.mhlw.go.jp/index.shtml>)
中央労働災害防止協会 (<http://www.jisha.or.jp/>)
（一社）日本機械工業連合会 (<http://www.jmf.or.jp/japanese/index.html>)